

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大山町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月3日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法人運営面及び会計管理面について、一部不備が見受けられたので、法令、定款、経理規程等に則り適切な法人運営及び会計管理に当たられたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>令和元年12月6日開催の評議員会から議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載するよう改善を図った。</p>
2	<p>平成30年6月8日開催の評議員会について、当該評議員会の議案として理事会で事前に決議されていない事項が招集通知に記載され、実際に決議されていた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をするとともに、理事会の決議及び招集通知の内容に基づいて評議員会を運営すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後の評議員会の開催については、事前に理事会において、評議員会の日時、場所、目的である事項等を決議の上、その内容を各評議員に通知し、通知の内容に基づいて評議員会を実施する。</p>
3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同</p>	<p>今後、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事の同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残すよう改善する。</p>

	<p>意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。  (法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	
4	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 各拠点区分の引当金明細書の当期減少額の目的使用欄に当期増加額と当期減少額の差額が記載されていた。</p> <p>② 法人運営・地域福祉事業拠点区分の積立金・積立資産明細書の備品等購入積立資産の期末残高が貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図るとともに、定められた記載方法に従って適切に作成すること。  (運用上の取扱い 25(2)、別紙 3(⑨)及び(⑫))</p>	<p>指摘事項①及び②について附属明細書の作成の際、計算書類との整合性を図るとともに、定められた記載方法に従って適切に作成するよう改善を図った。</p>
5	<p>全ての会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを受けていなかった。</p> <p>については、経理規程第 14 条第 3 項の規定に基づき、会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを受けること。</p> <p>なお、電磁的記録上で会計責任者の承認等を受けることができない場合は、書面による方法を検討すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。  (経理規程第 14 条第 3 項)</p>	<p>電磁的記録上で会計伝票に会計責任者の承認(サイン)ができるよう改善を図った。</p>